令和８年鉾田市農業委員会８月定例総会議事録

日　　時	令和8年8月25日（火）午後2時00分
場　　所	鉾田市役所　2階　大会議室

出欠状況

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1番	箕輪　秀克	出	13番	海老原康廣	出
2番	伊藤美智男	出	14番	草野　克信	出
3番	荒野　信寿	出	15番	井川　栄	出
4番	大貫　修一	出	16番	城田　俊男	出
5番	村上　勝信	出	17番	本沢　千代	出
6番	飯岡　政一	出	18番	永井　司	欠
7番	菅谷　卓司	出	19番	齊藤　新一	出
8番	関根　薫	出	20番	長峰　克巳	出
9番	箕輪美代子	出	21番	梶間　幸一	欠
10番	山口　陽一	出	22番	菅谷　美尚	出
11番	石田　一博	出	23番	山口　正重	出
12番	菅谷　幸子	出	24番	小室　満	出

事　務　局	花塚局長　日下部局長補佐兼係長　三島係長　田口主事
議　　長	6番　飯岡政一（会長）
議事録署名人	13番　海老原　康廣　14番　草野　克信
書　　記	日下部局長補佐兼係長
議　　題	議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定，移転の許可について 議案第２号　農地法第４条の規定による転用許可について 議案第３号　農地法第５条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について 議案第４号　現況証明書の交付について 議案第５号　農地改良協議に対する同意について 議案第６号　農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による農地等の権利移動届出について

	報告第２号　農地法制限除外の届出について そ　の　他
	（開　　会）
事務局長	定刻前ではございますが，皆様おそろいですので，ただいまから令和８年鉾田市農業委員会８月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして，飯岡会長からご挨拶申し上げます。
会　　長	どうも皆さん，こんにちは。昨日に続きまして，今日も昨日より暑い日が続いておりますけれども，かなり今まで涼しかったせいか，かなり体にきているのではないかなと思っております。台風のほうも今まで前例がないコースからやってきて，南のほうに，日本海のほうに抜けております。そういう現象が起きているということは，自然界が地球に対して怒っているかのように感じます。人間がそういうふうにしてしまったからこそ，こういった異常気象が起きているのかと思います。外国では，干ばつで山火事が絶えず発生しております。 いろいろ皆さんも体調が，やはり崩れやすいこの暑さではございますけれども，崩さないように日頃健康に取り組んでいただければと思います。 それと，米の刈り入れ時になってきました。米の価格が非常に不安定で，去年の価格から見たら，半値近くになっているようなそういう情報も聞きました。これは非常に農家にとって残念でございます。農機具や肥料などの価格が半額になればいいのでしょうけれども，去年よりも上がっております。それに対して米の価格はさらに暴落しているような，そういう感じでございます。去年の古米も残っているから，そういう現象になってございますけれども，何せ人間の主食でございますから，その主食を作っている農家が，安定して農家ができるようなそういう政策を国のほうで取っていただければいいなと私は考えております。 それと，耕作放棄地に関してもいろいろ努力していると思っておりますけれども，やはり年々増えてきます。それと，農業委員会には関係ないのですけれども，空き家が多くなっております。昨日ですか，私，ちょっと友達のうちにいたら，その前が火事になって燃えているのです，夜の７時頃。[redacted]

	[redacted]鍵閉めて，ちゃんと管理はしていると思うのですけれども，そういうことも起きております。火事そのものは，泥棒であれば持てるものだけしか持っていかないけれども，火事は全部なくなってしまいますので，皆様も気をつけていただければと思っております。 今日もそういういろいろまとまらない話をしましたけれども，慎重審議のほうをどうぞ皆さんでよろしくお願いいたします。ご苦労さまでございます。
事務局長	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては，鉾田市農業委員会会議規則第１４条第１項の規定により会長が当たることになっております。議事の進行を飯岡会長にお願いいたします。
議　　長	それでは，始めます。ただいまの出席委員は22名でございます。農業委員会等に関する法律第２７条第３項に基づく，総会を開く定足数に達しておりますので，鉾田市農業委員会８月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日１日限りと決定したいと思いますが，ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議　　長	異議なしと認め，会期については本日１日限りといたします。
議　　長	次に，会議録署名人の選任でございますが，議長において指名することで，ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議　　長	異議なしと認めます。会議録署名人に，１３番，海老原康廣委員，１４番，草野克信委員の両名を指名いたします。
議　　長	なお，本日の会議書記には，事務局職員の日下部局長補佐をご指名いたします。 18番，永井司委員，21番，梶間幸一委員から，欠席する旨の届出がございましたので，ご報告いたします。両名とも体調不良で休ませてくださいということでございます。

議　　長	それでは，議事に入ります。
	（議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定，移転の許可について）
議　　長	議案第１号　「農地法第３条の規定による権利の設定，移転の許可について」を議題といたします。
議　　長	番号１番を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事　務　局	番号１番についてご説明いたします。申請件数につきましては１件，地目，田２筆です。面積は２，８０９平方メートルでございます。契約内容につきましては，贈与２件となっております。いずれの案件につきましても，農地法第３条第２項の各号には該当しないため，許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては農地法第３条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議　　長	それでは，農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により，[redacted]委員の退席を求めます。 （[redacted]　委員退席　午後２時０３分）
議　　長	番号１番について地元委員の説明を求めます。
城田俊男委員	１６番，城田です。申請番号１番について説明いたします。この案件は，[redacted]案件ですので，代わって私が説明いたします。譲受人，[redacted]さんと譲渡人，[redacted]さんは，[redacted]の地区であり，[redacted]さんの父，[redacted]さんが亡くなり，農業をする人がいなくなったので，田んぼを作ってくれないかとのことで，２年ほど前から[redacted]さんが作付していましたが，これから農業をしないので，ぜひもらってくれないかとのことで，契約が円満にまとまったとのことです。[redacted]さんは，サツマイモ，ニンジン，稲作などを中心とした農家であり，経営面積も９ヘクタールあるとのことです。譲受

	人は農作業に常時従事しており，地域との調和要件においても支障がないと思われます。つきましては，農地法第３条第２項の権利移動に係る許可要件についても問題がないと思われますので，よろしくご審議ください。
議　　長	それでは，番号１番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議　　長	それでは，質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号１番は申請どおり許可と決定することでご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議　　長	異議なしと認めます。番号１番を申請どおり許可と決定いたします。
議　　長	[redacted]委員の入場を認めます。 （[redacted]　委員入場　午後２時０５分）
議　　長	それでは，番号２番から番号７番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事　務　局	番号２番から番号７番までご説明いたします。申請件数につきましては６件，地目，田２筆，畑７筆，計９筆。面積は２万４，７１０平方メートルでございます。契約内容につきましては売買６件となっております。いずれの案件につきましても，農地法第３条第２項の各号には該当しないため，許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては，農地法第３条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議　　長	それでは，番号２番について地元委員の説明を求めます。
荒野信寿委員	３番，荒野です。申請の２番についてご説明申し上げます。 譲受人，[redacted]さんと譲渡人，[redacted]さんは[redacted]の間柄でございます。このたび，[redacted]さんが[redacted]に勤められておりまし

	たけれども，[redacted]を機に就農したいということで，お互いで売買契約が円満にまとまったということでございます。[redacted]さんは，現在，該当地において家庭菜園におきましてナス，ブドウ，ネギなどを栽培しておりますが，今後，サツマイモ栽培に取り組んでいきたいということでございました。農業機械等につきましては，親戚から借用できるということでございます。以上のことから取得後，耕作事業を行うと認められ，地域との調和要件も支障ないと考えられます。つきましては，農地法第３条第２項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので，よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議　　長	続きまして，番号３番，番号４番について地元委員の説明を求めます。
城田俊男委員	１６番，城田です。３番についてご説明いたします。 譲受人，[redacted]さんと譲渡人，[redacted]さんは，[redacted]さんが長い間，借地として作付をしていましたが，今回，売買の話となり，規模拡大ということで円満にまとまったということです。[redacted]さんは，コマツナ，ホウレンソウ，ミニトマトなどを中心とした農家であり，面積３ヘクタールです。後継者と共に熱心に取り組んでいます。譲受人は，農作業も常時１５０日以上従事しており，取得後も耕作の事業を行うと認められ，下限面積要件，調和要件においても支障はないと考えられますので，許可要件についても問題はないと考えられます。ご審議のほどよろしくお願いします。 続いて，４番についてご説明いたします。譲受人，[redacted]さんと譲渡人，[redacted]さんは[redacted]で，[redacted]の間柄です。[redacted]さんは，現在，[redacted]さんと[redacted]暮らしで，自家生産が大変ということで，[redacted]さんに売買の話をしたそうです。これについて経営規模拡大ということで，円満にまとまったということです。[redacted]さんは稲作を２０ヘクタールの経営です。農機具等の倉庫の隣に，[redacted]さんがミニトマト生産を始めまして，現在，面積も４００から５００坪ぐらいあると思います。家族とパートを入れて４，５名で農作業に常時１５０日以上従事しており，下限面積要件，地域との調和要件においても支障はないと考えられます。権利移動に係る許可要件にも問題はないと考えられますので，よろしくご審議のほどお願いします。
議　　長	続きまして，番号５番について地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	２３番，山口です。申請番号５番についてご説明いたします。 譲受人，[redacted]さんと譲渡人，[redacted]さんは[redacted]の間柄でござ

	います。このたび，[redacted]さんが高齢となり，後継者もおらず，申請地を買ってくれないかと話があり，売買契約が円満にまとまったということでございます。[redacted]さんは既に申請地にハウスを建て，何年も前から耕作しておりました。申請地にはコマツナを作り，今後も耕作する計画です。また，研修生も使っており，大規模農家であります。以上の理由から譲受人は，農作業に常時１５０日従事しており，今後も耕作の事業を行うと認められ，支障はないと考えられます。つきましては，農地法第３条第２項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので，よろしくご審議のほどお願いします。
議　　長	続きまして，番号６番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	２２番，菅谷です。６番についてご説明いたします。 譲受人，[redacted]さんと譲渡人，[redacted]さんは，[redacted]です。[redacted]さんは[redacted]に在住していますが，[redacted]が[redacted]さんの近くです。[redacted]さんは[redacted]でサツマイモ，ナガイモを中心に農業をしていて，以前より[redacted]さんの土地を借りて作付をしていたそうです。このたび，[redacted]さんと[redacted]さんの間で売買の話が円満にまとまったとのことです。[redacted]さんは，[redacted]の[redacted]の[redacted]さんの土地を今までと同じくナガイモを作付するとのことです。問題のない案件と思われますので，よろしくご審議お願いいたします。
議　　長	続きまして。番号７番について地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	１５番，井川です。７番についてご説明いたします。 譲渡人，[redacted]さんと譲受人，[redacted]さんは，以前から[redacted]さんの空いているハウスなどに[redacted]さんがホウレンソウなどを作付している仲で，[redacted]である仲であります。このたび，[redacted]さんから[redacted]さんに土地を買ってくれないかというお話がありまして，売買が円満にまとまったということであります。 [redacted]さんは，[redacted]でありまして，[redacted]わけですけれども，以前は[redacted]で[redacted]の経営をしていたわけです。東日本大震災のときにえらい打撃を受けまして，[redacted]がほとんど崩壊して，仕事ができなくなったようなことになったそうです。今現在は，少しですけれども，以前からの[redacted]の経営をやっているというような状況であります。新規就農者ということで，農地を持っていないということでありますけれども，数年前から[redacted]ハウスなんかにアンデスメロンなんかを栽培するようなこともやっていまして，私もいよいよこんなことが始まったのだろうな

	という，そういう人であります。[redacted]も仕事に従事して，外国の労働者も使いながら，立派に農業経営をやっています。[redacted]というようなパワフルな人であります。許可要件，問題ないと思われますので，よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議　　長	それでは，番号２番から番号７番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議　　長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番から番号７番について申請どおり許可と決定することでご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議　　長	異議なしと認めます。番号２番から番号７番を申請どおり許可と決定いたします。
	（議案第２号　農地法第４条の規定による転用許可について）
議　　長	続きまして，議案第２号　「農地法第４条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議　　長	番号１番を上程いたします。事務局に説明をさせます。
事　務　局	番号１番，申請地，[redacted]，地目，畑，面積１，４００平方メートル。申請人，[redacted]。転用施設，農業用資材置場，農業用駐車場，１，４００平方メートル。事由，農業を営んでおりますが，手狭なため申請地に農業用資材置場及び農業用駐車場を整備したい。また，農地法の許可を得ずに申請地の一部を整備して利用していたため是正したい。なお，こ

	の案件につきましては，既に使用されているところがあるため，始末書が添付されています。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議　　長	現況調査員の調査報告を求めます。
城田俊男委員	１６番，城田です。１番についてご報告いたします。 去る８月１７日に，１３番，海老原さん，１５番，井川さん，１６番，城田，そして事務局３名の計６名にて現地調査を行いました。場所については，１ページ左側の[redacted]さんの案件です。詳細については，地元委員さんお願いします。申請地は，集団的に存在する農地の地域にあるが，農業用施設として使用するために例外的に許可でき，農地区分は第１種農地と判断しました。転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，３人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告いたします。
議　　長	それでは，地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	１２番，菅谷です。１番について説明いたします。 現況調査員の皆さん，ご苦労さまでした。場所は，地図１ページの左側になります。[redacted]から[redacted]に入り，[redacted]がありまして，そこを左に曲がり３００メートルぐらいのところをさらに左に曲がり，そこから約２００メートルくらいの右側の位置に当たります。[redacted]さんは[redacted]を中心とした農家を営んでおりますが，手狭なため，申請地を農業用資材置場及び農業用駐車場を整備したいという申込みでございます。農地法の許可を得ず申請地の一部を整備して利用していたため，是正したいとのことです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議　　長	それでは，番号１番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議　　長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号１番を申請どおり許可と決定することに，ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議　　長	異議なしと認めます。番号１番を申請どおり許可と決定いたします。
	（議案第３号　農地法第５条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について）
議　　長	続きまして，議案第３号　「農地法第５条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議　　長	番号１番を上程いたします。事務局に説明させます。
事　務　局	番号１番，権利，贈与。申請地，[redacted]，地目，畑，面積９５平方メートル。同じく，[redacted]，地目，畑，面積２５平方メートル。同じく，[redacted]，地目，畑，面積６１平方メートル。計３筆，１８１平方メートル。譲受人，[redacted]。譲渡人，[redacted]。転用施設，敷地拡張，１８１平方メートル。事由，現在[redacted]をしておりますが，農地法の許可を得ず，敷地間の目隠し及びゴミ置き場として利用しておりましたので是正したい。なお，この案件につきましては，既に使用されているため，始末書が添付されています。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議　　長	それでは，現況調査員の調査報告を求めます。
海老原康廣委員	１３番，海老原です。１番についてご報告いたします。 場所については，地図１ページの右側の位置です。申請地は集団的に存在する農地の地域であるが，既存施設の敷地面積２分の１以内の拡張であるため，例外的に許可でき，農地区分は第１種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して，営農目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，３人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告いたします。
議　　長	それでは，地元委員の説明を求めます。

山口陽一委員	１０番，山口です。現地調査員の皆さん，大変ご苦労さまでした。 番号１番についてご説明いたします。申請地は，地図１ページの右側です。場所は，[redacted]の[redacted]の手前から右側に入った[redacted]の近くです。申請人，[redacted]さんと土地所有者の[redacted]さんは[redacted]の間柄でございます。[redacted]さんが[redacted]を経営しておりますが，農地法の許可を得ず令和８年３月頃から[redacted]の敷地間の目隠し及びゴミ置場として利用しておりましたので，今回，是正の申請をしたとのことであります。面積は，[redacted]の敷地区画は１５６平方メートル，ごみ置場は２５平方メートルであり，私も現地を確認しましたが，現在，農作物を作っている現況でなく，農地としての利用価値はないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議　　長	それでは，番号１番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議　　長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号１番を申請どおり許可と決定することに，ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議　　長	異議なしと認めます。番号１番を申請どおり許可と決定いたします。
議　　長	続きまして，番号２番から番号４番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。
事　務　局	番号２番から番号４番を続けて説明いたします。 番号２番，権利，使用貸借。申請地，[redacted]，地目，田，面積１３９平方メートル。同じく，[redacted]，地目，田，面積３３９平方メートル。同じく，[redacted]，地目，田，面積２３平方メートル。計３筆，５０１平方メートル。使用借人，[redacted]。使用貸人，[redacted]。転用施設，仮設道路，５０１平方メートル。 続きまして，番号３番，権利，使用貸借。申請地，[redacted]

	[redacted]，地目，田，面積５１平方メートル。同じく，[redacted]，地目，田，面積，６０平方メートル。同じく，[redacted]，地目，田，面積７０平方メートル。同じく，[redacted]，地目，田，面積３３平方メートル。同じく，[redacted]，地目，田，面積２００平方メートル。計５筆，４１４平方メートル。使用借人，[redacted]。使用貸人，[redacted]。転用施設，仮設道路，４１４平方メートル。 続きまして，番号４番，権利，使用貸借。申請地，[redacted]，地目，田，面積３２５平方メートル。同じく，[redacted]，地目，田，面積３０２平方メートル。計２筆，６２７平方メートル。使用借人，[redacted]。使用貸人，[redacted]。転用施設，仮設道路，６２７平方メートル。 事由，[redacted]発注の[redacted]工事に使用する仮設道路として，申請地を借り受けて一時的に利用したい。令和８年９月１日から令和９年１月２９日までの一時転用となっております。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議　　長	それでは，現況調査員の調査報告を求めます。
海老原康廣委員	１３番，海老原です。２番，３番，４番についてご報告をいたします。 場所については，地図２ページの左側の位置になります。詳細につきましては，地元委員さん，お願いいたします。申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが，一時転用であるため許可でき，農地区分は第１種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，３人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告いたします。
議　　長	それでは，地元委員の説明を求めます。
山口陽一委員	１０番，山口です。現地調査員の皆さん，ご苦労さまでした。 番号２番，３番，４番についてご説明いたします。申請地は，地図２ページの左側です。場所は，[redacted]から[redacted]に入り１キロぐらいのところです。このたび，[redacted]発注の[redacted]工事に使用する仮設道路として[redacted]の[redacted]者が請け

	負った要件です。一時転用で使うのは，令和８年９月１日から令和９年１月２９日までです。問題ない案件と思われますので，ご審議のほどお願いいたします。
議　　長	それでは，番号２番から番号４番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議　　長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号２番から番号４番を申請どおり許可と決定することに，ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議　　長	異議なしと認めます。番号２番から番号４番を申請どおり許可と決定いたします。
	（議案第４号　現況証明書の交付について）
議　　長	続きまして，議案第４号　「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議　　長	番号１番を上程いたします。事務局に説明させます。
事　務　局	番号１番，届出地，[redacted]，台帳地目，畑，面積９１４平方メートル。申請人，[redacted]。変更年月日，平成１１年６月１日以前，確認年月日，令和８年８月１７日。非農地証明となります。 以上でございます。
議　　長	現況調査員の調査報告を求めます。
井川栄委員	１５番，井川です。場所については，地図２ページの右側の位置になります。現地を確認したところ，平成１１年から既に非農地で

	あり，現況は竹林となっている状況でありました。３人の総合意見として非農地証明書の交付は可と判断しましたので，ご報告いたします。
議　　長	それでは，地元委員の説明を求めます。
伊藤美智男委員	２番，伊藤です。現況調査員の皆さん，ご苦労さまでした。 番号１番についてご説明いたします。申請地は，地図２ページの右側です。場所は，[redacted]から[redacted]，[redacted]方面なのですけれども，２キロぐらい行ったところの十字路なのですけれども，[redacted]では[redacted]になってしまいますけれども，右側の方向が[redacted]，左側に行くと[redacted]方面です。このままもう少し真っすぐ行くと[redacted]になってしまいますので，本当に[redacted]のほうになります。 現況は，調査員さんがおっしゃったように山林状態，竹がとてもたくさん生えている状態です。平成１１年頃から２０年以上経過しているとのことでした。問題ない案件と思われますので，よろしくご審議のほどお願いいたします。
議　　長	それでは，番号１番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議　　長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号１番を申請どおり現況証明書を交付することに，ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議　　長	異議なしと認めます。番号１番を申請どおり現況証明書を交付することに，決定いたします。 **（議案第５号　農地改良協議に対する同意について）**
議　　長	続きまして，議案第５号　「農地改良協議に対する同意につい

	て」を議題といたします。
議　　長	番号１番を上程いたします。事務局に説明させます。
事　務　局	番号１番，届出地，[redacted]，地目，田，面積２，４０８平方メートル。申請人，[redacted]。事由，田畑転換，期間は令和９年２月２８日までとなっております。 以上でございます。
議　　長	現況調査員の調査報告を求めます。
井川栄委員	１５番，井川です。地図の３ページ，左側になります。申請地において田畑転換を行うようです。農地改良制度の要件から判断して，農地改良法の目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，３人の総合意見として可と判断しましたので報告いたします。
議　　長	それでは，地元委員の説明を求めます。
村上勝信委員	５番，村上です。現況調査員さん，ご苦労さまでした。 番号１番についてご説明いたします。地図は３ページの左側です。場所は[redacted]を[redacted]方面に向かい約２キロの[redacted]を右側に進んだ[redacted]の隣です。申請人は[redacted]さんであります。田畑転換のための[redacted]が[redacted]であり，[redacted]で発生する土砂を申請地に搬入したいとのことでございます。搬入後はサツマイモを栽培するそうです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	それでは，番号１番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議　　長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号１番を協議どおり同意することに，ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議　　長	異議ないものと認め，番号１番を協議どおり同意することに決定いたします。

	（議案第６号　農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について）
議　　長	続きまして，議案第６号　「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。
議　　長	事務局の説明を求めます。
事　務　局	農用地利用集積等促進計画（案）において，意見を求められてございます。申請につきましては１１件，筆数は１６筆で，合計面積は2万5，１２２平方メートルとなっています。意見書の内容につきましては，記載のとおりとなっております。令和８年８月２５日，鉾田市農業委員会，会長飯岡政一。 以上でございます。
議　　長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議　　長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第６号　農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定については，原案どおり決定することに，ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議　　長	異議ないものと認め，原案どおり決定いたします。
	（報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定

	による農地等の権利移動届出について）
議　　長	続きまして，報告第１号　「農地法第３条の３第１項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により，報告に代えさせていただきます。
事　務　局	１４件の届出がございました。１００筆で面積は１３万３，１８４．２６平方メートルでございます。内容は相続による所有権移転となっております。 以上でございます。
	（報告第２号　農地法制限除外の届出について）
議　　長	続きまして，報告第２号　「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により，報告に代えさせていただきます。
事　務　局	１件の届出がございました。番号１番，届出地，[redacted]，地目，畑，面積３２２平方メートル。同じく，[redacted]，地目，畑，面積３平方メートル。同じく，[redacted]，地目，畑，面積６３平方メートル。同じく，[redacted]，地目，畑，面積９０平方メートル。同じく，[redacted]，地目，畑，面積４０平方メートル。同じく，[redacted]，地目，畑，面積４１平方メートル。続いて，[redacted]，地目，畑，面積１４平方メートル。同じく，[redacted]，地目，畑，面積２４０平方メートル。同じく，[redacted]，地目，畑，面積２，１７１平方メートル。計９筆，２，９８４平方メートル。 届出者，[redacted]。転用目的は，工事用地となっております。 以上でございます。

議　　長	以上で，議案の審議及び報告を終わります。
議　　長	続きまして，その他について何かありましたらお願いをいたします。
関根薫委員	関根でございます。食料システム法という，これ政府で取りまとめたパンフレットがお手元にあると思うのですけれども，今日午前中，私一人で水戸の農政局の窓口まで行って，[redacted]という[redacted]と話をしたのですけれども，昨日米農家さんから，今の米の状態がひどいと。野菜もそんなにいい状態ではない。そういうさなかで相談を受けたもので，今日午前中，水戸の農政局へ行ってきました。そこでは，今後，生産者と買手側で野菜の品目ごとに本来の適正な価格を政府が主導して進めており，去年の１０月１日からスタートしていると話しておりました。 今年，私が直接売買に関わったやつで[redacted]，[redacted]ですか，それは確かにキロ当たり１００円からキロ２円くらいは上がっているのですけれども，今の物価上昇に関して追いついていないのが現状なのです。それを実態に合わせた，本当にもうかる農業とは何なのかということを野菜の最高値，最低価格との中間地点で適正な価格を要望しには行ったのです。 [redacted]に私は，６年前に直接行ったこともあるのですけれども，[redacted]話したのですけれども，本来，[redacted]その中で，政府から金利の分を負担することや，今までの３０％の補助事業とか，中にはパワーアップ事業という５０％の事業もありましたけれども，[redacted]問題は適正な野菜の価格が継続されれば，機械でも何でも計画が立つわけです。それを要望しには行きました。 このため，私は[redacted]私は，それ一人で，米農家さんからも野菜農家さんからもいろいろ言われたので。[redacted]

	[redacted]ですので，適正な価格になるよう要望しに行きますから，それはおまえ，そんな簡単にいくはずないだろうというふうに言われるかも分からないけれども，農家さんからそういう意見をどんどん聞けば，そのまま黙っているわけにはいかないから，一応行くには行きましたけれども，次に行くにしても，具体的なそういう野菜の全国平均の価格，全部品目にまとめて[redacted]一応報告で，すみません。申し訳ないです。
議　　長	はい，どうぞ。
事　務　局	では，事務局のほうから，お手元に配付しております「農業委員会組織による令和８年熊本地震義援金の募集について」を御覧いただきたいと思います。農業委員会組織では，被災された農業者等の皆様の今後の経営と生活の回復を図り，一日も早い復興を支援するため，令和８年熊本地震義援金の募集活動に取り組むことになったところであります。そのため，鉾田市農業委員会からも義援金の募集活動に協力したいと考えております。 案ではございますが，[redacted]と同様に[redacted]となっておりますので，[redacted]で農業委員さん２４名，推進委員さん３２名，事務局９名，計６５名となりまして，[redacted]の義援金を送付したいと考えております。農業委員，推進委員さんはそれぞれの[redacted]から出していきたいと考えておりますので，よろしいかどうかお諮りをお願いしたいと思います。
山口正重委員	[redacted]
事　務　局	[redacted]のときにやっぱり[redacted]だったので，[redacted]でいいかなと思っているのですが。
山口正重委員	[redacted]
菅谷美尚委員	農業委員会としてはそれでいいし，また足りないと思った人は個人でやってもらえばいい。
議　　長	では，取りあえず農業委員会でまとめてもらって，金額やその支援金をもっと出したいというようであれば，菅谷委員が言うように個人から申し出てもらって，それでそこから支出していただくような，そんな方法でどうでしょうか。

	（異議なしの声あり）
事　務　局	ありがとうございました。それでは，集金後，指定された口座のほうに振込させていただきます。 続きまして，農業者年金加入推進対象者名簿についてです。該当のある委員さんのお手元に戸別訪問用の対象リストと人数分のパンフレットを同封させていただきましたので，来月の９月の総会までに戸別訪問をしていただき，名簿の内容を記入し，事務局のほうまで提出をしていただきたいと思います。
大貫修一委員	すみません。そこにある名簿の人に２回も３回も行って[redacted]どうしましょう。行ったことない人は行ってもいいですけれども，[redacted]どうでしょう。
事　務　局	今の件なのですけれども，もうそういうふうに[redacted]と思います。新たなところとか説明していただければと思います。よろしいでしょうか。
事　務　局	では，加入推進について説明のとおりによろしくお願いしたいと思います。ちょっと名簿のほうにない方で心当たりのある方がございましたら，同様に推進のほうをお願いしたいと思います。農業者年金の制度については，この後，研修会もございますので，ご理解された上で加入推進のほうをお願いしたいと思います。 続いて，報告１号についてです。農業委員会鹿島地区協議会の表彰規程の一部改正がありますので，報告させていただきます。別紙の永年勤続農業委員，農地利用最適化推進委員，職員に対する感謝状交付要領を御覧いただきたいと思います。 改正部分についてですが，２．対象者のうち（１）農業委員，農地利用最適化推進委員として３期を超える者となりました。今までは１期を超える者となっておりました。令和８年８月１日付での改正となっております。 以上でございます。
議　　長	はい，どうぞ。
草野克信委員	[redacted]

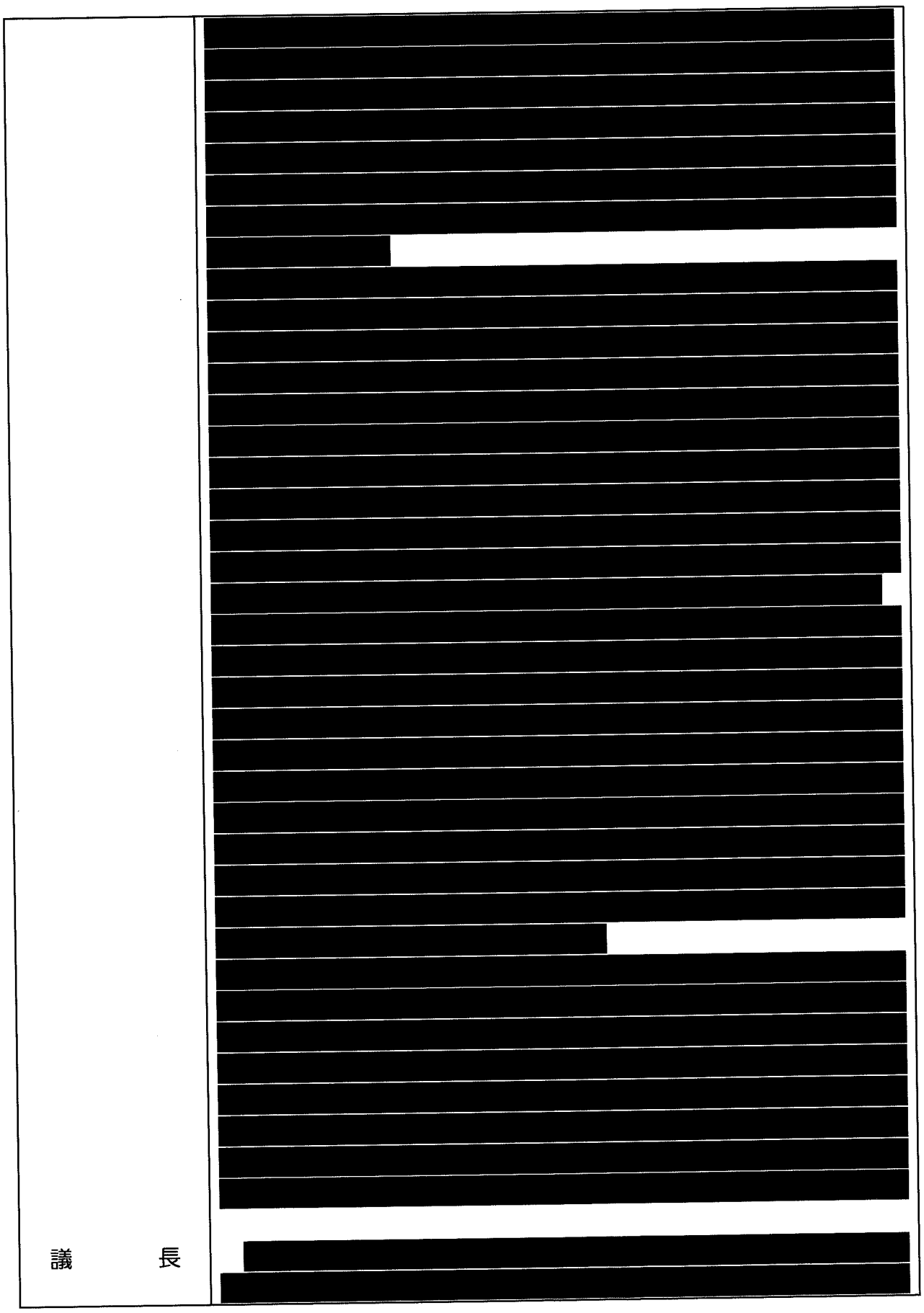

議　　長

	[redacted]
山口正重委員	[redacted]
議　　長	[redacted]
議　　長	それと，あと私，ちょっと疑問に思ったことがありまして，さっき関根さん言っていたように，野菜の安定した供給ということで，野菜というのは青果市場で値段は大体決まってしまうのでしょう

	か。
関根薫委員	青果市場で値段は高い低いはありますけれども，全国平均の東京価格と大阪価格があるのです。[redacted]やっぱりこの物価高の中では，野菜は品目ごとに明確な値段を出す必要はあるのです。だって経営自体が成り立たない。
議　　長	だからその経営自体が成り立たない。市場の人らがそれを理解して，ここら辺の値段でなければ農家がやっていけないということを政府の方が理解してもらう必要があります。しかし，農家が声を上げても，やっぱり値段はなかなか上がらない。青果市場との意思疎通で，その責任がほとんど果たされない状態が続けば，農家はこれから野菜を作り続けていくことができなくなってしまいます。
関根薫委員	だから人によって豊作だったら大量に出荷し，価格が大暴落しているわけです。その歯止めがない。物がないときには，日本全国どこに行っても高めなわけです。そういうアンバランスなことは，やっぱり買手も売手側も回避したいわけです。
議　　長	小さな力が，大きく波を動かすようになるかと思いますので，よろしくお願いいたします。
議　　長	その他皆さん，何かありますか。 （発言なし）
議　　長	では，議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして，鉾田市農業委員会８月定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。 午後３時１０分　　閉　会 署　名　人 議長（会長）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ １３番 委 員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	１４番 委 員